

# 福祉文教常任委員会議事録

(令和元年6月5日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和元年6月5日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 村井 浩二 副委員長 寺町 幸雄  
委員 羽山 茂男 森田 忠彦  
阪口 寛 田中 祐二  
議長 中村 直幸
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 総務政策課長 奥埜 哲生  
副町長 松村 勝之 財政課長 吉田 雅樹  
教育長 勝良 憲治 子育て支援課長 小路 展裕  
総務部長 今川 新八 高齢介護課長 東條 信也  
まちづくり推進部長 浅野 達雄 福祉課長 松岡 健一  
健康福祉部長 横田 勝 健康増進課長 松井 靖  
教育次長 田中 清 保険医療課長 子安 逸二
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 辻本 馨 西田いく子  
山田 強 建石 良明
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第18号 太子町介護保険条例中改正の件

(2) 議案第21号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)

---

午前 9時30分 開会

○村井委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○浅野町長 おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案件と致しまして、議案第18号、太子町介護保険条例中改正の件、予算案件と致しまして、議案第21号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）の以上合わせて2件でございます。何卒よろしくご審議を頂きまして、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○村井委員長 本日は全員出席して頂いておりますので、会議は成立致しました。

これより委員会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例関係が1件、補正予算が1件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議案第18号、太子町介護保険条例中改正の件、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○東條高齢介護課長 それでは、議案第18号、太子町介護保険条例中改正の件についてご説明申し上げます。

本改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正され、平成31年3月29日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、本町の介護保険条例の一部を改正するものでございます。

内容と致しましては、本年10月に予定されている消費税率10%への引き上げにあわせて、低所得者の介護保険料の更なる軽減が実施されることに伴い、本町の所得段階別保険料の12段階設定のうち、第1段階から第3段階の低所得者に対する保険料率を軽減するものでございます。

それでは、新旧対照表をお願い致します。

第1条に見出しとして、(本町が行う介護保険)を追加してございます。

次に、第2条第1項の和暦表示平成32年度を令和2年度に改正し、第2項から第4項に係る平成30年度から平成32年度までの各年度を令和元年度及び令和2年度とし、本町の保険料の設定12段階のうちの第1段階の年額保険料3万3千210円を2万7千680円とし、第2段階の年額保険料5万3千140円を4万3千920円とし、第3段階の年額保険料5万5千350円を5万3千510円とするものでございます。

1枚戻って頂きまして、附則です。施行期日につきましては、下の附則に記載しておりますとおり、公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は平成31年4月1日から適用としております。

尚、経過措置として、平成30年度以前の年度分の保険料については、尚、従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 今度の条例改正は消費税増税が前提になっておる訳ですけれども、低所得者の負担軽減の為ということで、それ自身は反対をしない訳ですけれども、特に低所得者、第1段階、第2段階、第3段階、非課税世帯、所得はどれぐらいなんですか、第2段階は。

○東條高齢介護課長 今回、軽減となります低所得の第1段階から第3段階の対象者のご質問かと思えます。

第1段階におきましては、生活保護受給者の方と世帯全員が住民税非課税で、前年度課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円以下の方が第1段階となっておりまして、第2段階は同じく80万円を超え120万円以下の方、第3段階が同じく120万円を超える方ということになってございます。

以上です。

○阪口委員 今、第7期になっている訳ですけど、第1期から保険料自体がずっと引き上がってきて、負担が非常に増えてきている訳です。第1段階でいっても80万円から1

20万円要る中で4万3千920円ですか、いや、3万4千690円か、最後は。なる  
といったところで、所得が低い方で3万円、4万円の負担は非常にきついというふうに  
思います。そういう意味でいったら、消費税増税するせんにかかわらず、低所得者に対  
する負担軽減はやるべきではないかというふうに思うんですけれども、その辺はどうで  
しょうか。

○東條高齢介護課長 基本的に介護保険料の軽減幅というのは、国が定めている軽減幅を  
上限としまして、各町も裁量で決めれるということになってございまして、本町におき  
ましても、第2段階、第3段階が、国の設定では調整率0.75%となつてございませ  
が、それについて第2段階を0.72%ということで、現時点で低所得者の第2段階の  
方は裁量というところで下げさせて頂いておりまして、今回につきましても、当然、消  
費税の増額分の国の上限の軽減幅いっぱいまでの率を軽減させて頂く形で考えてござ  
います。

以上です。

○阪口委員 ということで、本町ではやられるということ。今、本町では、介護保険の基  
金というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○東條高齢介護課長 第6期の累計の黒字が当然、決算になるということで、8千700  
万円の基金に前回の30年度の黒字分を合わせまして、おおよそ9千700万円ぐらい  
だったと思います。

以上です。

○阪口委員 これ、今回は消費税増税から来ている訳ですけど、仮に色々政治的には動き  
があつて、10月からの消費税増税が延期になった場合、この条例自体はどうなるん  
でしょうか。なかつても、このままこういう形で条例通りという訳にはいかないん  
でしょうか。

○東條高齢介護課長 消費税の10%への引き上げというのは2度の延期、見送りがあつ  
た訳なんですけれども、現在、当然、法律的には整備はされておまして、政治的にい  
ろんなことで延期になるということがもしございましたら、当然、財源もそこにはない  
ということになりますので、各市町村の条例等についても、当然、検討されるかなとい  
うふうに考えてございまして、よろしくお願ひします。

○阪口委員 条例が検討されるというのはもとへ戻すということなんですか。

○東條高齢介護課長 当然、政治の方で延期ということになれば、そういったことを視野

に入れた検討がされるというふうに考えてございます。

○阪口委員 あとは要望ですけれども、基金も9千700万円あるということで、消費税が仮に増税されなくても対策は本町としてもとって頂きたいというふうに思います。

○村井委員長 他にございませんか。

○田中委員 今年度が10月から半分実施ということで、第1段階だったら2万7千680円かな、来年度といたら2万2千140円というように聞いているんですけれども、来年度はわかるんですけど、今年度も是非始まっている段階で、その途中で額が変わるということになるんですけれども、そちらの方の対応、徴収とか保険の対応はどうなるんですか。

○東條高齢介護課長 ご質問にありました10月以降の保険料についてのご質問です。

令和元年度につきましては、10月からの消費税増税分ということで、半額実施ということで、10月以降の分の保険料が軽減されるということになってございまして、住民さんへの周知等につきましては、10月からの本算定に基づく通知を7月上旬に送らせて頂く際に、その際に当然、今回の消費税に向けての軽減の内容を対象者の1千人余りの方々の通知に記載させて頂いて、周知させて頂く予定としてございます。

○田中委員 ということは、徴収においては、今のところもらい過ぎとかそんな状況は全く発生しないということですね。

○東條高齢介護課長 これからの、10月分から課させて頂く保険料が対象になってございます。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第18号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、太子町介護保険条例中改

正の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第21号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○東條高齢介護課長 それでは、議案第21号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

それでは、補正予算書の1頁をお開き願います。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1千150万1千円とさせて頂くものでございます。

それでは、補正予算書の8頁、9頁をお開き願います。

歳出から説明させて頂きます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額32万4千円は、先程の条例案件に係る低所得者の介護保険料軽減強化支援事業と特例個人情報データ標準レイアウト改版に対する為の電算システムのプログラム変更に係る委託料でございます。財源は、国庫支出金と一般会計からの繰入金でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、事業別区分1から5の合計611万9千円と2目の審査支払い手数料の4千円は、先程の条例案件に係るもので、それぞれの事業費合計となる612万3千円の財源を一般財源、特会における保険料から繰入金に振り替えるものでございます。

1枚戻って頂きまして、6頁、7頁、歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額612万3千円、減額は低所得者保険料軽減に伴うものです。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金、補正額27万円は電算システムのプログラム変更に係る補助金でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金、補正額5万4千円は事務費等繰入金で、電算機器のプログラム変更に係る一般会計からの繰入金です。

4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額612万3千円は低所得者の保険料軽減に伴う増額です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○村井委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 全くパソコンはちょっと弱いので、よくわからないんですけども、システム変更はいつするかいうのと、それで変更したら、仮に色々もとへ戻る時は全然影響ないんですか。細かいことを言って申し訳ないけど。仮に変更して、それが変更必要がなくなった場合、どうなるかということです。

○東條高齢介護課長 システム変更の方は近いうちに当然、入らせて頂くような予定はしておるんですけども、先程来からありました消費税の増税分が延期等になった場合におきましては、当然、それなりの国としての対応も示されてくるかなと思いますので、現時点では当然、肅々と、法に基づいて、国の通知なり、指示のとおり進めさせて頂いているというところでございます。

○村井委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第21号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第21号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案通り可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了致しました。

これにて委員会を閉会致します。

本日はお疲れ様でございました。

午前 9時49分 閉 会



太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 村井浩二